

## 市民利用施設・市主催イベントの再開について（案）

### 1 市民利用施設

「埼玉県における施設の使用停止等の協力要請の一部緩和について（令和2年5月28日）」に基づき、体育館については、感染予防策を徹底した上で、準備ができ次第再開する。

### 2 市主催イベント

「埼玉県におけるイベント開催の一部緩和について（令和2年5月28日）」に基づき、今後予定されている市主催イベントは、開催について検討し、準備が整うものから感染予防策を徹底した上で、開催する。